

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

私の母が申立期間の保険料を納付していたことと、国民年金手帳に赤い丸印が押してあったことを記憶している。

納付を証明する資料は処分して無いが、申立期間について納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続をし、申立人及び申立人の姉の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 36 年 1 月 13 日に姉と連番で払い出されている上、姉の保険料は申立期間も含めそれ以降も納付されており、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は昭和 36 年 10 月に他の事業所に採用されたことが確認でき、申立期間が 36 年 4 月から同年 9 月までであることも整合している。

さらに、申立人は、国民年金手帳は母が姉及び申立人の二人分を保管していたことや、同手帳に申立期間の保険料を納付したことを示す印が押されていたことを鮮明に記憶しており、申立人の姉も、自分と申立人の国民年金保険料は母が確かに納付していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月28日に、申立期間②のB社における資格取得日に係る記録を43年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月28日から40年1月1日まで  
② 昭和43年2月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和39年12月28日にB社で資格喪失し、40年1月1日にA社で資格取得となっている。また、43年2月1日にB社C部署で資格喪失し、同年3月1日に同社のD部署で資格取得となっていることから、39年12月及び43年2月の厚生年金保険への加入期間が欠落している。

B社には、A社へ出向した期間も含めて昭和36年から継続して勤務しているため、2か月の期間が抜けていることはあり得ない。この期間を厚生年金保険への加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事個人票、E国民健康保険組合から提出された加入期間の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和39年12月28日にB社F支店からA社に異動、43年2月1日にB社C部署から同社D部署に異動）、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和40年1月の社会保険庁のオンライン記録から2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るB社における43年3月の社会保険庁のオンライン記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和43年3月1日と届け出たため、申立人の同年2月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社B支店の事業主は、申立人が主張する昭和42年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年4月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月から同年6月までは1万円、同年7月から43年6月までは1万4,000円、同年7月から44年6月までは2万2,000円、同年7月から45年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から45年4月1日まで

申立期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和40年4月1日にA社社員養成所に入所し、42年ごろに現場研修のため同社C営業所に仮配属になった後、43年4月1日に正社員として入社した。

申立期間についても給与から保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人の人事異動に関する説明から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社本社において、昭和40年4月1日に資格取得し、42年2月28日に資格喪失、その後同社C営業所において45年4月1日に資格取得しており、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていない。

しかし、申立人と同期採用者であり、申立人と同様に昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 28 日までの期間は A 社本社、45 年 4 月 1 日からは同社の D 県内の各事業所において被保険者となっている複数の同僚は、1 名を除き、申立期間において、同社 B 支店で被保険者となっている。

一方、上記の同期採用者に係る社会保険事務所が保管する A 社本社及び同社 B 支店の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、同社本社においては、厚生年金保険被保険者番号の順番どおりに整理番号が付されていることが確認できる。また、同社 B 支店においてもほぼ上記の順番どおりに整理番号が付されているところ、整理番号に欠番が 2 つみられるが、当該番号は、同社本社における整理番号順に同社 B 支店において被保険者資格を取得していたとするならば、申立人及び記録の無い同僚に付されるであろう整理番号にほぼ合致する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における A 社 B 支店の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票が欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和 42 年 2 月 28 日に被保険者資格を取得し、45 年 4 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和 42 年 2 月から同年 6 月までは 1 万円、同年 7 月から 43 年 6 月までは 1 万 4,000 円、同年 7 月から 44 年 6 月までは 2 万 2,000 円、同年 7 月から 45 年 3 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

A社B支店の事業主は、申立人が主張する昭和42年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年4月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月から同年6月までは1万円、同年7月から43年6月までは1万6,000円、同年7月から44年6月までは2万2,000円、同年7月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から45年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から45年4月1日まで

申立期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和40年4月1日にA社社員養成所に入所し、42年ごろに現場研修のため同社C営業所に仮配属になった後、43年4月1日に正社員として入社した。

申立期間についても給与から保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人の人事異動に関する説明から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社本社において、昭和40年4月1日に資格取得し、42年2月28日に資格喪失、その後同社C営業所において45年4月1日に資格取得しており、申立期間は厚生

年金保険の被保険者となっていない。

しかし、申立人と同期採用者であり、申立人と同様に昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 28 日までの期間は A 社本社、45 年 4 月 1 日からは同社の D 県内の各事業所において被保険者となっている複数の同僚は、1 名を除き、申立期間において、同社 B 支店で被保険者となっている。

一方、上記の同期採用者に係る社会保険事務所が保管する A 社本社及び同社 B 支店の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、同社本社においては、厚生年金保険被保険者番号の順番どおりに整理番号が付されていることが確認できる。また、同社 B 支店においてもほぼ上記の順番どおりに整理番号が付されているところ、整理番号に欠番が 2 つみられるが、当該番号は、同社本社における整理番号順に同社 B 支店において被保険者資格を取得していたとするならば、申立人及び記録の無い同僚に付されるであろう整理番号にほぼ合致する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における A 社 B 支店の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票が欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和 42 年 2 月 28 日に被保険者資格を取得し、45 年 4 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和 42 年 2 月から同年 6 月までは 1 万円、同年 7 月から 43 年 6 月までは 1 万 6,000 円、同年 7 月から 44 年 6 月までは 2 万 2,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 45 年 3 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から3年11月30日まで  
平成2年12月から3年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から8万円に減額されていることが判明したが、給料が下がったことは無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録における平成3年11月30日離職時点の賃金日額から判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額53万円に見合う額の報酬の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった平成3年11月30日より後の同年12月27日に、2年12月1日に遡<sup>そく</sup>及<sup>きゅう</sup>して標準報酬月額を8万円に引き下げている。社会保険事務所において、このような遡<sup>そく</sup>及<sup>きゅう</sup>訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間においてA社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、元同僚に照会したところ、申立人の任務は設計業務であったとしており、申立人が厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出に関する職務上の権限を有していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から38年4月1日まで

A事業所で、昭和34年4月から38年3月まで勤務した。8時30分から17時30分まで勤務し、週3回ぐらい宿直業務があった。

社会保険事務所の記録において、当該事業所での資格喪失日が昭和35年8月1日となっているのは納得できない。同年8月1日から38年4月1日までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在職証明書及びA事業所が保管していた申立人に係る履歴書、退職願の写し、解職に関する調書、社会保険台帳から判断すると、申立人は、昭和38年3月31日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記解職に関する調書の記録の俸給月額、及び社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に取り消された形跡があるものの、記載が残っている昭和35年8月の申立人に係る記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該事業所所定の履歴書により申立人が申立期間

について勤務していたことが明らかであることから、申立期間の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人が、申立期間に勤務していたとするA社(現在は、B社)は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
昭和48年12月に、在籍していたC社の業務が、新会社であるA社に移管された。それに伴い転籍し、業務等は一切途切れること無く継続していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、同年12月だけが厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した個人経歴記録表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和48年12月25日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務して

いたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から同年12月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から40年1月30日まで  
ねんきん特別便によると昭和38年3月16日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることとなっているが、同事業所には40年1月29日まで継続して勤務していた。

同僚3人と一緒にA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主、当時の経理担当者及び同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び当時の経理担当者は、「申立人のほかに、同時期に入社した者が3人いたが、これら4人については、皆同じ扱いで仕事内容も同じであり、申立期間における業務内容等の変更は無く、申立人も、継続して勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していた同僚の一人は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。他の事業所に就職が決まり、昭和40年1月に退職した。」と証言しており、このことは、申立人の主張と一致している上、当該3人の同僚は、いずれも

申立期間において厚生年金保険の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における上記同僚の記録から昭和38年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から同年12月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和38年3月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から39年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 11 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に自分で会社を設立し、国民年金に加入した。国民年金保険料については、59 年 12 月に結婚してから、経営不振のために 60 年 12 月に就職するまでの間、何回に分けて納付したか定かではないが、妻が A 市役所の年金窓口に行き、分割して納付した。

分割してもらうようお願いして、カーボン式の支払領収書を頂いたのを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、昭和 59 年 12 月に結婚してから、申立人に係る保険料を分割して納付したとする申立人の妻も、いつの期間の保険料か記憶が曖昧である。

また、申立人の妻は、A 市役所の国民年金窓口において市職員に納付したと主張しているが、過年度保険料については A 市役所の窓口で納付することはできない。

さらに、申立人の妻の国民年金保険料は、昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月まで納付されているが、同年 4 月から同年 11 月までは未納となっている。

加えて、申立人が結婚した昭和 59 年 12 月の時点では、申立期間の一部は、時効により納付することはできない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、昭和48年1月に会社を退職後、母親から国民年金にさかのぼって加入し保険料を納付できると言われ、国民年金に加入した。

当時、国民年金に無関心であったので、どこでどのような手続をして、どこで保険料を納付したのか覚えていない。

母親は、保険料を納付できるところまで納付しておいたからと言って手帳を渡してくれたので、申立期間は保険料を納付済みだろうと理解していた。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る手帳記号番号は昭和50年11月21日に払い出されており、このころに加入手続が行われたと推測されるが、A市が保管している国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び申立人が所持している領収書をみると、同年4月分から同年12月分までの9か月間の保険料は、52年4月26日に一括して過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時から上記手帳記号番号が払い出された時期を通じてA市に居住していることから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続や保険料の納付をしていたとしているが、既に亡くなっているため納付状況を確認できないほか、申立人の記憶も定かでない。

加えて、社会保険庁の記録及びA市が保管している国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、申立期間について保険料が納付されたことが確認

できない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 8 月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、昭和 55 年 5 月から 60 年 8 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。会社を退職して自営業を始める時に、国民年金の加入手続を私自身が行い、その後は納付漏れなどは無いはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月に払い出されていることから、払出しの時点では申立期間の一部は時効の到来により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、この時点で厚生年金保険から支給される老齢年金の受給資格(240 か月)を満たしており、申立期間は、61 年 4 月改正施行前の国民年金法において任意加入対象期間となることから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人に対し昭和 35 年 11 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、これに係る国民年金保険料については、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間について納付済みと記録されているが、社会保険事務所が保管する還付整理簿によれば、この期間の保険料は 39 年に還付の処理が行われていることが確認できるとともに、36 年 4 月 1 日付けで資格喪失の処理がされていることから、この手帳記号番号によって、申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、A 市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得

日が昭和 60 年 9 月 1 日と記録されており、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、自営業の経理事務を会計事務所に委託していたとしているが、同事務所には申立期間当時の社会保険の納付に関する資料は残っておらず、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

私は、過去に申請免除をした記憶は1回であり、申立期間は全額申請免除の記録となっているが、免除申請した記憶は無い。私が提出した免除申請書を見せてもらえなければ納得できない。

生活が苦しい時もあったが、国民年金保険料は納付している。申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請を行ったのは過去に1回であったとしているところ、免除の申請書については、文書の保存年限が経過し現存しないが、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳・電算データ）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間及び平成3年度について、申請免除期間となっている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、昭和60年度以降の免除申請日が記録されているところ、その日は、昭和60年5月1日、61年5月2日及び平成3年5月31日となっており、いずれも申請が各年度の当初に行われていることが確認できる。

さらに、申立人の妻の申請免除の記録も申立人の上記の記録と同じである。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について追納したとする記憶は無いとしており、社会保険事務所及びA市の記録に追納をしたとする記録も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金保険料は集金人に納付したとしているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 1 月から同年 6 月まで

私は、昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 6 月までの期間について、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答をもらった。

昭和 51 年 9 月に自宅を建て替えた時に、領収書等を処分してしまったが、国民年金保険料は、亡くなった妻が私の保険料と二人分を納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る手帳記号番号は、昭和 35 年 11 月 14 日に申立人の妻と連番で払い出されているところ、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間については妻も保険料が未納になっている。

また、A 市（現在は、B 市）が保管している国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人とその妻の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の納付、未納の記録及び納付年月日は一致している。

さらに、申立人は、国民年金保険料は申立人の妻が納付していたとしているが、既に亡くなっているため納付状況を確認できないほか、申立人の記憶も定かでない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 10 日ごろから 41 年 3 月 30 日ごろ  
まで

私の厚生年金保険の記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の記録が無かった。

私は、昭和 40 年 6 月 10 日ごろから 41 年 3 月 30 日ごろまでA社に勤務していた。先日、同社で一緒だった同僚と再会し、連絡先を教えてもらっていたので、その同僚が私が同社で勤務していたことを証言してくれるはずである。

この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が述べていたA社の元同僚及び他の同僚2人の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用状況については証言を得ることができなかった。

また、雇用保険については、申立期間の前後に勤務していた事業所における加入記録はあるが、当該事業所における加入記録は無く、申立人の具体的な勤務期間までは確認できない。

さらに、申立人が述べていた同僚は、昭和 38 年 9 月ごろにA社に入社したとしているが、厚生年金保険被保険者の資格取得は8か月後の 39 年 5 月 1 日となっていることから、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所は、「平成5年までの関係書類は既に破棄しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明」

と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月ごろから平成 4 年 9 月 10 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格取得年月日が昭和 63 年 7 月 1 日となっていた。

昭和 59 年 4 月から 63 年 7 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた雇用保険被保険者離職票から、申立人が当該事業所において、昭和 62 年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者となったことが確認でき、また、元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しによれば、申立人の資格取得年月日は昭和 63 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、事業主の妻は、保険料の控除について、賃金台帳が無いので確認できないとしながら「健康保険と厚生年金保険に加入させていない人から保険料を控除するというのは考えられないので、加入させてから控除していたと思う。」としている。

さらに、申立人の妻が唯一覚えていた申立人の同僚の氏名は、当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中には見当たらないほか、申立人本人は既に死亡しており、当時の勤務状況や保険料控除に関する証

言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から25年12月まで

ねんきん特別便により昭和24年10月から25年12月までの期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが判明しました。

終戦後、間もなくA町に進駐軍が来て、A町の警察署の案内で、進駐軍警備員として警察官と一緒に勤務しました。以後、進駐軍のMPと一緒に昭和25年12月まで勤めた記憶がありますので、良く調べて頂きたいと思います。

この期間を厚生年金保険加入期間として認めて、年金を支給してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B資料館が保管している、昭和24年度から26年度までの「退職手当支給台帳綴」（渉外労務管理事務所において退職手当を支給した旨が記載されている台帳）には申立人に係る記載が無い。

また、申立人は、申立期間に進駐軍に勤務していたとしているが、具体的な勤務内容や勤務時間、保険料控除について覚えていない上、同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管しているC渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和24年4月1日、資格喪失日が同年10月10日となっており、ほかに申立人の氏名は見当たらない。

このほか、別の年金手帳記号番号が払い出されたとする事情は見当たらず、当該事業所は既に解散しており、申立人の申立期間における厚生年金

保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。